

有識者懇談会委員からの主な質問・意見について

質問・意見等	説明・回答等
<p>I 【基本方針】</p> <p>○民有林支援について、 具体の体制や方法いかな。</p>	<p>平成25年4月以降の一般会計化後の新たな組織では、民有林支援を行う担当者を局署等で充実させることとしており、その者や県の准フォレスタ一等と連携して、市町村森林整備計画作成への支援や市町村職員の森林・林業に係る技術力向上のための現地検討会等の取り組みを実施していくこととしています。</p>
<p>○ 新たな機能類型では資源の循環利用林が廃止され公益林のみとなるが、木材生産と公益的機能は両立しているものであると考えるがいかな。</p>	<p>機能類型の変更に伴い、木材生産機能の発揮を第一とする資源の循環利用林が廃止されることから、木材生産機能の発揮に関する考え方について国有林野管理経営規程の運用通達において規定し、機能区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することによって、木材生産機能の発揮を確保するものとしております。</p> <p>これまで、資源の循環利用林以外の公益林では同様な考え方のもと管理経営を行ってまいりましたので、管理経営の方針が大きく変わるものではありません。</p> <p>今後は、伐採等の森林施業を行う目的が木材生産機能を第一とするものがなくなり、すべて公益的機能の維持向上のためとなる訳ですが、適切な施業の結果得られる木材は有効利用し計画的に供給していくこととしており、目的の部分少々変わるものの行為そのものは木材生産と両立しているものと言えます。</p>
<p>II 【主要事業】</p> <p>○材価の低迷が影響し、分収林が契約満了を迎えても伐採できないケースがあるということであるが、新植する箇所はあるのか。</p>	<p>契約満了を迎える分収林については、一般競争入札により落札者を決定し伐採を行うこととなりますが、全ての分収林において、不落、契約延長となるわけではありません。</p> <p>落札されれば伐採し、その後植栽を行うこととなります。近年では、ニホンジカによる被害が各地で発生しており、伐採跡地に単に植栽すればよいというものでもなく、これらの被害の防止対策も含めた計画を定め事業を行う必要があります。</p> <p>また、計画的かつ安定的な木材の供給、苗木生産業者や造林業者への事業量確保、林業技術の継承等の観点からも、シカ被害が予想される地域において主伐を実施していくことは必要と考えており、今後は、捕獲による個体数調整の実施と主伐を両輪として対策を行っていく予定です。</p>

質問・意見等	説明・回答等
<p>Ⅲ【林産物の供給】</p> <p>○古事の森は、植栽から行っている取り組みであるが、生育途中にある100年生位の森林も指定したらどうか。そうすれば育成期間も短くなり見本林としても使える。</p>	<p>「古事の森」は、神社・仏閣等の伝統的木造建造物の維持・継承に資する観点から設定しており、一般の方々へも現状や重要性を認識いただくためにPR効果も考え、公募により植樹から取り組んでいるものです。</p> <p>伝統的木造建造物の維持・継承に資するための取組として、このほか、世界文化遺産の周辺に所在する国有林を「世界文化遺産貢献の森林」に設定し、その中で文化財の修復用材の備蓄、供給する場として「文化財用材森林ゾーン」を設定し同様の取り組みを行っており、これは生育途中にある森林を指定しています。</p> <p>100年生位の森林を指定すれば育成期間も短くなり見本林としても使えるとのことですが、特殊材の需給動向や関係者等からの要請も踏まえつつ対応していく考えです。</p>
<p>○檜皮採取対象林は高齢級のヒノキ林が対象となっているが、このヒノキも文化財用材修復用として利用できるようにしたらよいのではないか。</p>	<p>檜皮採取対象林の設定当時は、檜皮を採取することによる材への影響が不明であったことから、将来にわたって皆伐を行わない取り扱いとなっている箇所から対象地を選定のうえ設定し、材の利用は想定しておりませんでした。</p> <p>最近の研究成果では、檜皮採取による木材への影響はないとの調査報告もあると承知しておりますし、このような科学的知見や供給要望などを総合的に判断のうえ今後は対応していきたいと考えています。</p>
<p>○檜皮採取対象林の取組は良い取組であると思うが、檜皮の販売金額が安すぎると思う。檜皮の販売金額がある程度高いものとなれば、民有林からの供給量も増え森林所有者の収入も増え森林整備にも繋がるののではないかと考える。</p> <p>販売金額については、山元での販売額から最終的に神社、仏閣で使用されるまでの販売額がどのようになっているか調査する必要があるのではないかと。</p>	<p>檜皮については、全国社寺等屋根工事技術保存会と協定を結び、檜皮採取対象林から採取・販売を行っています。</p> <p>最近の供給先としては、滋賀県の石山寺、島根県の出雲大社等々神社仏閣等の屋根修復用資材として供給しています。</p> <p>国有林からの供給量は、23年度実績で約6千kg（50円/kg）となっています。今年度については、2回目の採取となり、120円/kgで販売しているところです。</p> <p>屋根修復用として供給単価については、調査等も検討していますが、採取にかかる経費（人件費・輸送費等）を考えれば、山元への還元は、期待できないのではないかと考えています。</p> <p>（参考）</p> <p>1本の立木（胸高直径26cmの立木）で6mの檜皮採取ができた場合の採取量は、約3～4kgとなっている。1回目であれば、175円、2回目であれば、420円が収益として得られる状況。</p>

質問・意見等	説明・回答等
<p>IV【その他国有林の管理経営に関し必要な事項】</p> <p>○放射能汚染によるシイタケ原木の不足やカシノナガクイムシによるナラ枯れ被害などもあり、ナラ林等の広葉樹の循環施業に係る技術開発を進める必要があるのではないか。</p>	<p>技術開発の実施に当たっては、地域特性に応じた公益重視の管理経営の一層の推進と森林・林業の再生に資するよう、森林技術・支援センター(H25.4～)を中心として計画的・効率的に取り組んでいくこととしています。</p> <p>その際、多様な森林とまとまりのあるフィールドを有し自ら事業を行っている国有林の特性を活かした効果的かつ実用的な技術開発に努め、産官学の連携の下、取り組んでいくこととしています。</p> <p>なお、カシノナガクイムシによるナラ枯れといった喫緊の課題については、既に2署において防除方法等に関する課題に取り組んでいるほか、今後においても、研究機関、大学等との連携(フィールドの提供を含む)を含め、積極的に取り組んでいく考えです。</p>